

第3回ソーシャルフットボール全国大会 ブース展示啓発・物品販売 募集要項

1. 目的

第3回ソーシャルフットボール全国大会を開催するにあたり、全国大会を観覧する観客が大会会場全体で楽しんでもらえることを目的とする。またひいては多くの方に会場に足を運んでもらい、ソーシャルフットボールのみならず精神疾患および精神障がい啓発する機会とする。

2. 開催日時・場所

2019年9月7日(土)・8日(日) 10:00~17:00(開店時間は個別設定可能)
丸善インテックアリーナ(大阪市中央体育館)
(大阪府大阪市港区田中3-1-40 最寄り駅:大阪メトロ中央線「朝潮橋」駅徒歩5分)

3. 出店資格

- ・大会目的趣旨にご賛同頂ける団体・組織(個人は不可)
- ・団体の営利非営利は問いません。医療介護福祉の事業所にこだわらず、幅広く募集します。

4. 出店内容

- ・展示啓発物(会社や事業のPRなど)
 - ・物販(手工芸品、飲食物、自社製品など)
- ※食品については申請後、物販可能か会場と協議をさせていただきます
※1団体・組織につき、出店申込は1ブースまで(ただし、1つのスペース内に、展示啓発と物販の両方出店は可)

5. 出店申込

- ・別紙申込書に必要記載事項を記入し、**期日(8月23日)**までに申し込むこと
- ・出店場所は、【体育館出入口付近の通路(室内)】となります。各団体の具体的出店場所は、抽選により決定します。抽選結果については、申込期日(8月23日)以降に、ご連絡申し上げます。
- ・出店申込は【両日】もしくは【7日か8日のどちらか】のどちらでも可能です。ただし、多数の申込があった場合、【両日】希望の団体様には、7日か8日の出店と調整させて頂く可能性があります。また、全体の枠を超える申込があった場合、参加可否の抽選会を設けさせていただきます。抽選結果については、申込期日(8月23日)以降に、申込団体へご連絡申し上げます。
- ・出店スペースは、長机1つ分になります。主催者で長机1台、椅子2脚を用意させていただきます。室内ですので、ガス・電気等での調1,000円となります(ただし、物販のみ)。大会当日に必ず持参ください。

6. 当日のこと

- ・搬入は開催会場へ当日朝9時~10時の間で申込者が直接搬入してください。
- ・搬出は当日の15時~17時の間で申込者が搬出してください。両日参加する場合、7日に一旦全ての荷物を撤収してください。会場内にそのまま置いておくことはできません。
- ・大会前日や大会翌日に会場内に荷物を置くことはできません。
- ・物品が売り切れた場合、撤収いただいてもかまいませんが、大会参加者の妨げにならないよう気を付けてください。
- ・撤収時は利用された場所の原状復帰を行い、ゴミはお持ち帰りの上、各団体で処分してください。

○連絡先・申込先

第3回ソーシャルフットボール全国大会 実行委員会事務局
Email: o.socialfootball@gmail.com (できるだけメールでの申し込みをお願いします。)
〒599-8263 大阪府堺市中区八田南之町277(平山宛)

ブース展示啓発・物品販売 申込書

別添募集要項記載内容を順守し、出店を申込みいたします。

※太枠内のみご記入下さい。

参加団体名 及び 参加団体所在地	フリガナ : 参加団体名 : 〒 -		
当日責任者住所	〒 -		
当日責任者氏名			
電話番号	団体 : 当日 :	FAX	
E-MAIL			
出店希望日	7日(土)・8日(日)・両日 ※○印をつけて下さい。		
出店内容	内容内訳(具体的にご記入下さい。物販はここに記載されていない商品は当日販売をお断りする可能性があります。書ききれない場合、別紙添付可。 <u>展示啓発・物販(食事)・物販(食事以外)</u> ←○印をつけて下さい。		
電源(事務機器)の使用	室内ですので調理自体できません。あくまで、展示啓発に使用するパソコン等、事務機器のみ使用できます。		
出店目的・大会 参加者への応援 メッセージ			

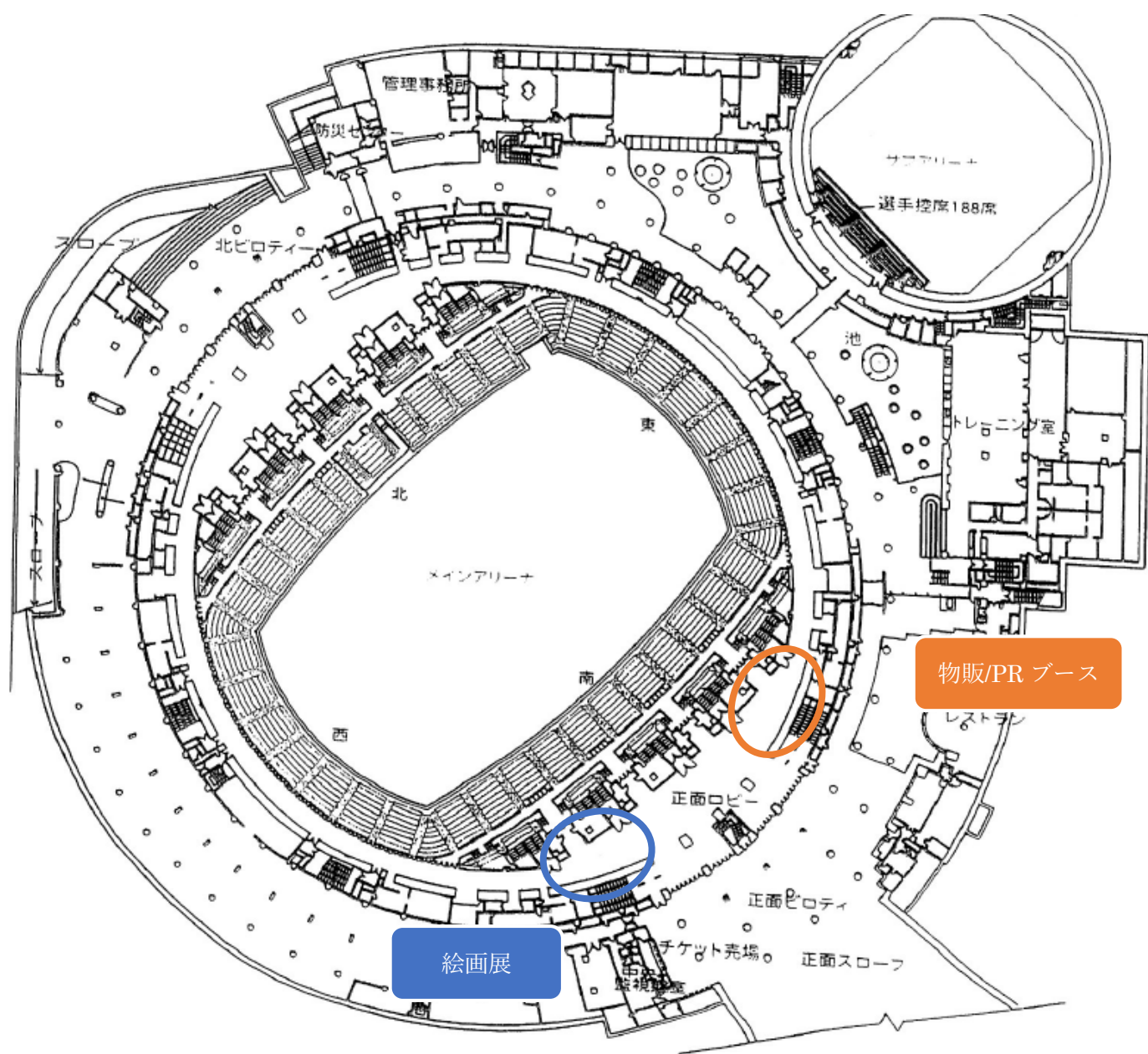
申込先 **締切 8月23日** まで

第3回ソーシャルフットボール全国大会 実行委員会事務局

Email: o.socialfootball@gmail.com (できるだけメールでの申し込みをお願いします。)

郵送の場合: 〒599-8263 大阪府堺市中区八田南之町 277 (平山宛)

会場図



絵画展

物販/PRブース

第3回ソーシャルフットボール全国大会 実行委員会 御中

住所商号

代表者役職・氏名

印

反社会的勢力の排除に関する誓約書

当社は反社会的勢力に該当しないことを確約し、下記の各項を遵守することを誓約します。
本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴社との取引停止または契約解除の取扱いを受けても異議を申しません。またこれにより損害が生じた場合でも、一切を当社の責任といたします。

記

1. 貴社との取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋
 - (6) その他前各号に準ずるもの
 - (7) 次のいずれかに該当する関係にあるもの
 - ① 前各号に掲げる者が自社の経営を支配していると認められること
 - ② 前各号に掲げる者が自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③ 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
2. 上記1. 記載事項の確認のために調査が実施される場合は常に協力し、貴社から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。
3. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動または暴力を用いた行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力を用いた妨害行為
 - (5) その他前号に準ずる行為

以 上